

# 富山県産業技術研究開発センター共同研究規程

## (目的)

第1条 この規程は、富山県産業技術研究開発センター(以下「センター」という。)が、センター以外の者と共同して行う研究(以下「共同研究」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

## (申請)

第2条 センターの長(以下「所長」という。)は、センターと共同研究を行おうとする者に、共同研究申請書(別記様式第1号)を提出させるものとする。

## (共同研究契約)

第3条 所長は、前条の共同研究申請に係る研究を共同で行うことが適当であると認めるときは、当該申請者と共同研究に関する契約(以下「共同研究契約」という。)を締結するものとする。

2 共同研究契約書(別記様式第2号。)には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 研究課題
- (2) 研究の目的
- (3) 研究の内容
- (4) 研究の実施場所
- (5) 研究の実施期間
- (6) 研究の管理及び分担
- (7) 研究に参加する研究員の職・氏名
- (8) 研究に要する経費(以下「経費」という。)の分担
- (9) 第4条から第15条までに規定する事項
- (10) その他共同研究を行うために必要な事項

## (研究員の受け入れ)

第4条 所長は、共同研究を実施するため、センターと共同研究を行う者(以下「共同研究者」という。)に属する研究員をセンターに受け入れるものとする。

2 前項の規定により受け入れる共同研究者に属する研究員の取り扱いは、別に定める「富山県産業技術研究開発センター研修生規程」の例によるものとする。この場合において、研修生は研究員と読み替えるものとする。

## (経費の納付)

第5条 共同研究者は、共同研究契約締結後、遅滞なく契約書で定める共同研究者の負担に係る経費を富山県(以下「県」という。)が別途発行する納入通知書により県に納付しなければならない。

## (研究の管理)

第6条 所長は、共同研究者と共同して研究の管理を行い、共同研究の効率的推進を図るものとする。

## (共同研究の中止又は期間の延長)

第7条 所長は、センターの業務に支障があるとき、又は天災その他やむを得ない事由があるときは、共同研究者と協議のうえ本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

2 所長は、前項の規定により共同研究を中止し、又は研究期間を延長したときは、遅滞なく共同研究者にその旨通知するものとする。

## (研究結果の報告)

第8条 所長は、共同研究を終了し、又は中止したときは遅滞なく共同研究結果を集約し、共同研究者に通知するものとする。

(守秘義務)

第9条 県及び共同研究者は、研究の遂行上必要となる相手側の保有する技術上の情報、共同研究の内容及び研究から得た知見のうち、県又は共同研究者がその秘密を守るよう申し入れたものについては、その秘密を守らなければならない。

(研究成果の公表等)

第10条 所長は、前条の規定を遵守したうえで、共同研究契約で別段の定めをした場合を除き、共同研究の実施期間終了後研究成果を公表するものとする。

(設備の持込み等)

- 第11条 共同研究者は、所長の同意を得て、共同研究を行うために必要な設備、薬品、ガスボンベ等(以下「設備等」という。)をセンターへ持ち込むことができる。
- 2 共同研究者は、共同研究期間中又は終了後、所長の指示及びセンターが定める「安全のしおり」に従い、前項により持ち込んだ設備等をセンターから撤去しなければならない。

(研究の終了又は中止等に伴う経費等の取扱い)

- 第12条 共同研究を終了し又は中止したときに第5条の規定により納付された経費の額に不用が生じた場合は、共同研究者は県に不用となった額の返還を請求できる。県は共同研究者からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。
- 2 県は、研究期間の延長により納付された経費の額に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに共同研究者に通知するものとする。この場合において、共同研究者は県と協議のうえ、不足する額を負担して研究を継続するか否かを決定するものとする。

(特許出願)

- 第13条 センターの研究員と共同研究者の研究員が共同研究の結果、共同で行った発明について特許出願するときは、県と共同研究者と共同で出願(以下「共同出願」という。)するものとする。ただし、県が共同研究者から特許を受ける権利を承継した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定により共同出願するときは、県と共同研究者は共同出願契約を締結するものとする。
- 3 共同研究の結果、センターの研究員又は共同研究者の研究員が独自に行った発明について県又は共同研究者が特許出願するときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

(優先実施権等)

- 第14条 県は、前条第1項の規定により、共同出願した発明(特許出願中のもの及び特許権の設定登録したものをいう。)(以下「共有発明」という。)を共同研究者又は県及び共同研究者が協議のうえ、指定した者に限り、共同研究終了の日から5年を越えない範囲内において優先的に実施させることができる。
- 2 県は、公益上必要と認めるときは、前項の優先実施期間中であっても、共有発明を県の指定した者に実施させることができる。
- 3 県は、前条第1項ただし書又は同条第3項の規定により、県単独で出願した発明(特許出願中及び特許権の設定登録したものをいう。)を共同研究者及び県の指定する者に実施させることができる。

(実施料)

- 第15条 県は、前条第1項及び第2項の規定により共有発明の実施を許諾するときは、発明に係る権利の県の持分に応じ、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。
- 2 県は、前条第3項の規定により、県単独出願に係る発明の実施を許諾するときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(準用)

第16条 第13条から第15条までの規定は、考案及び実用新案権並びに創作及び意匠権について準用する。

(協 議)

第17条 所長は、この規程に定めのない事項について共同研究者と協議して定めることができる。

附 則

この規程は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和元年6月1日から施行する。